

司法制度の改革と法学教育の対応

春日偉知郎

社会科学系教授

1 はじめに

「法学教育の社会対応」の問題については、現に進行中の司法制度改革の問題を抜きにして考えることはできない。特に、先頃公表された「司法制度改革審議会意見書」(平成13年6月12日)は、わが国の司法制度がかかえる問題点について詳細な検討を行い、21世紀のわが国の社会の姿に即した司法の在り方と、これを支える法曹との関係について包括的な提案を試みている。そこで、以下においては、この意見書に即しながら、法曹養成制度の改革と法学教育の対応について考えてみることとしたい。

2 司法制度の改革と法曹養成制度の改革

司法制度の改革は、その人的基盤なくしては行い得ないため、改革の一環として、「法曹養成制度の改革」にも力点を置いている。特に法学教育との関連では、周知のように、法科大学院（いわゆ

るロースクール）の問題が取り上げられており、法学系の学部等のある大学は、この問題への早急な対応を迫られている。現に、本学もその例外ではない。将来法曹になることを希望する学生は、法科大学院の教育を経た上で、新司法試験を受験する資格を与えられるという制度が構想されているため、各大学は、競ってロースクール設置の準備にとりかかっている。

こうした構想が提案された背景には、わが国の社会構造がさまざまな局面において変革を生じているという現実が存在しているからである。すなわち、わが国は、今後の社会の在り方として、国際的な視野に立って、行政による事前規制・調整型社会から司法による事後監視・救済型社会へと転換することを目指そうとしており、これに伴って、国民の司法に対する期待もますます増大していくことが見込まれるからである。具体的には、

司法に対して公共的価値を実現するという役割が強く求められつつあり、これを実現するための人的基盤の拡充のために、法曹養成制度の改革が喫緊の課題となっているのである。

3 新たな法曹養成制度と法学教育の対応

このように、法曹養成制度の改革がわが国の社会の要請に基づくものであるならば、同じく公共的なシステムの一つである大学においても、これを真摯に受けとめ、法曹養成のための具体的なプランを作成し、これを実効性のあるものにして社会に還元しなければならないであろう。

この点について先の意見書は、これまでの法学教育の反省を踏まえて、法科大学院における教育については、次の諸点を重視している。すなわち、①「法の支配」の担い手として法曹に必要とされる専門的資質・能力の習得、②専門的な法知識の習得と具体的な法的問題の解決能力の育成、③先端的法領域の基礎的理解と社会に生起する現実問題への実際的な取組みを通じての社会的貢献、等である。また、教育内容の面では、①法理論教育を中心としながらも、実務教育をも併せて実施し、これまで比較的希薄であった実務との架橋を意識した教育に重

点を置くこと、②密度の濃い少人数教育、厳格な成績評価と修了認定を経ることにより、法科大学院の課程修了者の相当程度が新司法試験に合格するようなシステムとすること、等があげられている。

そこで、大学としては、こうしたことに対応できるよう法学教育の充実を図る努力をしなければならず、全国で93大学にある法学部（1学年約4万5千人）の多かれ少なかれが、特色のある法科大学院を目指して、さまざまなプランを練っていることは確かである。例えば、裁判官経験者・弁護士等の実務家をスタッフとし、実務教育にウエイトを置こうとするものや、アメリカのロースクールにおける教育内容を参考にして法曹教育を充実していこうとするもの等、今後も多様な試みがなされていくであろう。

4 本学における法学教育の社会対応

こうした状況の中にあって、本学もまた、法科大学院及びそこにおける法学教育について真剣な検討を行ってきてている。筑波地区においても、また、私が所属する東京地区のビジネス科学研究所・企業法学専攻においてもそうである。特に私が関与している後者について述べるならば、すでに昨年秋にジュリスト1189号において発表してあるように、「働き

ながら学べる法科大学院」をキヤッチフレーズとし、社会人を対象とした高度専門法曹の養成という理念を具体化しつつある。そこでは、法曹養成のための基礎教育はもちろんのこと、実務的教育・訓練、応用的・先端的法分野の教育に主眼を置いて、例えば、国際ビジネス法務、知的財産権、労働関係法、税務訴訟等々それぞれの専門分野で活動するスペシャリストの法曹養成を目指すプランを考えられている。そして、実際にアメリカのロースクールの経験を有する者による教育内容の検討や、法曹倫理等の新たな問題への取り組み、カリキュラム全体の構

想等、より具体的で詳細な計画を作成する準備に入っている。また、法曹関係者からの意見の聴取や資料収集を踏まえて、全体的なプランの練直しと新鮮味ある企画を考えたいと模索している段階にある。

法学教育の社会対応については、今まさに台風の目が近寄ろうとする最中であるという比喩が当てはまり、予断を許さない状況である。関係者の協力を仰ぎつつ、法学教育の一層の改革に向けて新鮮味ある内容を提示できるよう努めたいと思う昨今である。

(かすがいちろう 民事訴訟法学専攻)

